

## 発 行 者 情 報

### 【表紙】

#### 【公表書類】

#### 【公表日】

#### 【発行者の名称】

#### 【代表者の役職氏名】

#### 【本店の所在の場所】

#### 【電話番号】

#### 【事務連絡者氏名】

#### 【担当J-Adviserの名称】

#### 【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

#### 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

#### 【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】

#### 【電話番号】

#### 【取引所金融商品市場等に関する事項】

#### 発行者情報

2026年2月5日

株式会社ヴァンガードスマス

(Vanguard Smith Corporation)

代表取締役 田中 慶太

東京都港区西新橋一丁目1番1号

03-6703-6342

執行役員 管理部長 増田 憲二

株式会社SBI証券

代表取締役社長 高村 正人

東京都港区六本木一丁目6番1号

<https://sbisec.co.jp/>

03-5562-7210 (代表)

当社は、当社普通株式を2026年

3月6日にTOKYO PRO Marketへ

上場する予定であります。

上場に際して特定投資家向け取得  
勧誘又は特定投資家向け売付け勧  
誘等を実施しないことから、特定  
上場有価証券に関する有価証券上  
場規程の特例第110条第3項の規  
定により発行者情報に相当する情  
報を公表いたします。

また、振替機関の名称及び住所は  
下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7  
番1号

株式会社ヴァンガードスマス

<https://www.v-smith.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

#### 【公表されるホームページのアドレス】

#### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせない

ために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本的一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2023年3月	2024年3月	2024年5月	2025年5月
売上高 (千円)	561,237	933,699	197,369	1,487,124
経常利益 (千円)	81,786	232,248	44,920	444,681
当期純利益 (千円)	52,084	159,100	15,769	294,958
純資産額 (千円)	161,597	192,613	208,382	503,340
総資産額 (千円)	366,341	562,847	817,783	1,160,615
1株当たり純資産額 (円)	215.84	257.26	278.33	672.29
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	69.57	212.50	21.06	393.96
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	44.1	57.0	25.5	43.4
自己資本利益率 (%)	38.4	66.0	6.0	82.9
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△10,168	427,510
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	1,626	△184,913
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△5,399	△42,185
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	342,591	543,003
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	27 (—)	34 (17)	42 (21)	55 (24)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

- 2024年5月24日開催の臨時株主総会決議により、決算期を3月31日から5月31日に変更しました。従って、第10期は2024年4月1日から2024年5月31までの2ヶ月となっております。
- 持分法を適用した場合の投資利益は、関係会社を有しないため記載しておりません。
- 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
- 当社は、2025年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。このため、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 第8期及び第9期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目を記載しておりません。
- 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人数を( )内に外数

で記載しております。

10. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第11期の財務諸表について史彩監査法人の監査を受けておりますが、第8期、第9期及び第10期の財務諸表については、監査を受けておりません。

## 2 【沿革】

当社は、北海道警察での勤務経験のある現 代表取締役 田中慶太により、「トラブルを事件にさせない社会」の実現を目指して、近隣トラブル解決支援サービスを日本の社会インフラにすべく、2015年10月に東京都中央区にて創業・設立いたしました。設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2015年10月	当社設立
	近隣トラブル解決支援事業を開始
2019年5月	(株)エイブルの関東の一部エリアで当社事業を開始
2020年5月	(株)エイブルの全国エリアに当社事業を拡大
2020年10月	第三者割当増資 資本金56,700千円・資本準備金48,000千円 (株)レジデンシャルペイメント（カード決済事業）、(株)ウォルクラフト（施工事業）及び(株)SGO（貸別荘事業）を完全子会社として、グループ4社体制
2020年12月	累計会員数が10万人を突破
2021年7月	不動産管理 全戸一括導入開始
2021年12月	保険・クレジットカード・通信業界などとの連携拡大
2022年7月	累計会員数が20万人を突破 当社は(株)レジデンシャルペイメントを吸収合併、(株)SGOが(株)ウォルクラフトを吸収合併し、グループ2社体制に再編
2022年12月	累計会員数が70万人を突破
2023年2月	一般社団法人日本経済団体連合会加盟
2023年6月	カスタマーハラスマント対応を開始
2023年8月	累計会員数が100万人を突破
2023年11月	保険付き商品の販売開始
2024年4月	(株)SGOを吸収合併
2024年5月	決算期を5月に変更
2024年11月	積水ハウス不動産グループに対するサービス開始
2025年11月	累計会員数が333万人に達する

## 3 【事業の内容】

当社は、「困っている人を助ける」のアイデンティティの下で、「トラブルを事件にさせない社会へ」をビジョンに掲げ、法律では対処できない事件未満のトラブルに対し、現場経験のある元警察官が適時に、かつ、適切に対応することで、トラブルの解決を支援するサービスを展開しております。

近年、人々の生活スタイルや価値観が大きく変化し、多様化しつつある中で、騒音・迷惑行為などの近隣トラブル、SNSによる嫌がらせなど法律での即時対処が難しいトラブルが増加、複雑化する傾向にあり、それらに対する悩みや不安を抱えている人々も増えています。

当社は、そのような人々に寄り添えるスキルと悩み解消の手助けをしたいという想いを持った元警察官であるスタッフを組織化し、人々が安心・安全に暮らせる社会を実現させるために、当社サービスを社会インフラにすることを目指しております。

当社は、近隣トラブル解決支援事業及び不動産事業を展開しております。

#### (近隣トラブル解決支援事業)

当事業における主なサービスは、「Mamorocca」「Pサポ」「Pサポ+」の3つとなり、それぞれのサービス内容は以下のとおりであります。

- ・「Mamorocca」「Pサポ」

騒音トラブル、迷惑行為、SNSトラブル等、警察では介入が難しい事件未満の近隣トラブルに対し、元警察官で構成された専門の相談員により解決を支援するサブスクリプションサービスです。「Mamorocca」は不動産業界向け、「Pサポ」は個人と不動産以外の業界向けのサービスとなり、具体的なサービス内容は以下のとおりです。

- ・お電話やメールなどで相談者と相手方の状況を詳しくヒアリングし、事態・状況に応じて配慮等の依頼をいたします。
- ・解決に向けた相談サポートや、適切な窓口の案内をいたします。
- ・不法侵入などに遭われた会員様に対し、盗難された家財の補償、鍵交換、セキュリティ機器購入費用等、生活を再建するために必要な費用を保険金としてお支払いいたします。

- ・「Pサポ+」

法人事業者やその従業員に対する、顧客や取引先による不当・過剰要求、人格批判・暴言等の悪質なクレーム・カスタマーハラスメント（カスハラ）や近隣店舗・住民からの苦情等に対し、事業者の規程に則り「カスタマーハラスメント顧客」と認定された顧客に対し、事業者に代わり連絡の断絶までをサポートするサービスです。

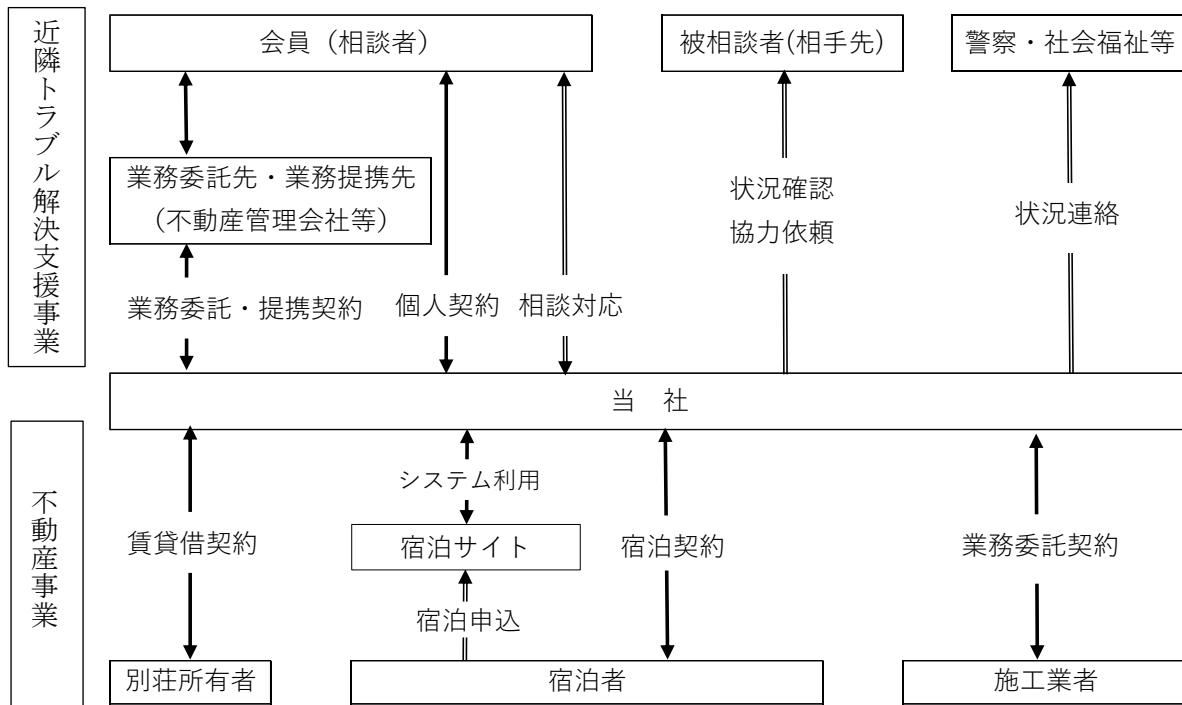
具体的なサービス内容は以下のとおりです。

- ・カスハラを受けたオペレーターからのご相談に、対応方法等のアドバイスをいたします。
- ・カスハラ認定顧客からの電話を直接当社に転送し、対応窓口と対応者を移行します。
- ・カスハラ被害を受けた従業員からの電話相談をいたします。
- ・カスハラ顧客、問題顧客へ当社から連絡し対話いたします（カスハラ実行者の自覚促進、対応改善依頼等）。

#### (不動産事業)

当事業として、東京都心から1～2時間程度の海岸沿い、高級別荘地を中心に一棟貸しの貸別荘事業を運営しております。また、法人・個人向けにリノベーション事業を運営しております。

## 事業系統図



### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

### 5 【従業員の状況】

#### (1) 発行者の状況

2025年11月30日

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
73 (24)	39.3	1.5	5,511

セグメントの名称	従業員数 (人)
近隣トラブル解決支援事業	44
不動産事業	4
全社 (共通)	25
合計	73 (24)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。
  3. 従業員数が2025年5月末と比較して18名増加しましたのは、主として業務拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。
  4. 全社 (共通) は、総務及び経理等の管理部門及び営業部、事業企画部の従業員であります。

## (2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第3 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度（2024年6月1日～2025年5月31日）における我が国経済は、緩やかに回復しておりますが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクの高まり、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響など不安材料を抱えております。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されておりますが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっており、先行き不透明な状況が継続しております。

当社の近隣トラブル解決支援事業において、少子高齢化の加速、地域コミュニティの希薄化、在留外国人の増加に加え、新型コロナウィルス禍を契機としたテレワークの増加等を背景に、近隣トラブルは増加傾向にあり、また深刻化する傾向にあります。このような状況のもと、当社は主力サービスである「Mamorocca」「Pサポ」「Pサポ+」の受注拡大を推進し、相談員として元警察官を継続的に安定的に採用することで、高い水準の相談品質を維持・改善しながら、業容の拡大と収益力の強化に取り組んでまいりました。

また、不動産事業は、新規顧客の開拓とともに、リピート顧客向けの販売により、概ね予算通りに進捗しました。

これらの結果、当事業年度の売上高は1,487,124千円（前事業年度は197,369千円）、営業利益は442,698千円（前事業年度は42,648千円）、経常利益は444,681千円（前事業年度は44,920千円）、当期純利益は294,958千円（前事業年度は15,769千円）となりました（前事業年度は2024年4月1日から2024年5月31日までの2ヶ月となります）。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当社の報告セグメントは近隣トラブル解決支援事業及び不動産事業であります、前事業年度のセグメント情報を当事業年度の集計方法により作成した情報については、必要な財務データを前事業年度に遡って集計することが実務上困難であるため、セグメントごとの、経営成績に関する前事業年度との比較の記載は省略しております。

#### 近隣トラブル解決支援事業

当セグメントにおきましては、大口顧客との取引が開始したことで売上高は、1,412,425千円、営業利益は464,766千円となりました。

#### 不動産事業

当セグメントにおきましては、運営している貸別荘一部の物件について、物件の修繕及び人材難により宿泊希望日数すべての営業ができなかつたことで、売上高は74,699千円、営業損失は22,068千円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

第11期事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は543,003千円となり、前事業年度末に比べ200,411千円増加しました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは前事業年度と比較して437, 678千円の増加となり427, 510千円の収入となりました（前事業年度は10, 168千円の支出）。これは主に、資金の増加要因として、税引前当期純利益434, 243千円、減価償却費11, 107千円、前払費用の減少35, 102千円があった一方、資金の減少要因として、売上債権の増加54, 597千円、前受金の減少29, 141千円、法人税等の支払額48, 419千円があつたことによるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは前事業年度と比較して186, 539千円の減少となり184, 913千円の支出となりました（前事業年度は1, 626千円の収入）。これは主に、短期貸付金の回収38, 200千円及び差入保証金の回収17, 103千円による収入があった一方、有形固定資産の取得による支出143, 409千円、無形固定資産の取得による支出20, 862千円、短期貸付けによる支出18, 200千円及び差入保証金の取得による支出57, 765千円があったことによるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは前事業年度と比較して36, 786千円の減少となり42, 185千円となりました（前事業年度は5, 399千円の支出）。これは、長期借入による収入49, 132千円があった一方、長期借入金の返済による支出91, 317千円があつたことによるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

### (2) 受注実績

当社は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

### (3) 販売実績

第11期事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（%）
近隣トラブル解決支援事業	1, 412, 425	—
不動産事業	74, 699	—
合計	1, 487, 124	—

- (注) 1. 第10期は2024年4月1日から2024年5月31日までの2ヶ月となっているため、前年同期比の記載は省略しております。  
2. セグメント間取引については、該当ありません。  
3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2024年5月31日)		当事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	
	販売高(千円)	割合 (%)	販売高(千円)	割合 (%)
株エイブル	43, 009	21. 8	213, 337	14. 3
積水ハウス不動産ホールディングス株	—	—	180, 870	12. 2

### 3 【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は下記の課題に取り組んでまいります。

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) コンプライアンスの遵守

当社は、騒音トラブル、迷惑行為、SNSトラブル等の「事件未満」のトラブルに対し、元警察官である相談員が中心となって近隣トラブル解決支援事業を中核の事業として行っております。かかる事業の遂行においては、コンプライアンスの遵守、中でも非弁行為に抵触しないことが重要事項となります。当社の従業員は元よりコンプライアンス意識が高いことは当然ですが、社内では各種規程、ガイドラインやマニュアルを文書化し、業務の取り進めにおいて遵守されているかを管理部が適時に点検を行い、更に内部監査による確認を定期的に行っております。また、近隣トラブル解決支援に直接関与する相談員に対しては、社内教育や研修制度を整備し、顧問弁護士など専門家からのアドバイス・指導を定期的に受ける体制を構築しております。

今後、当社事業の進捗にともなう会員数の増加に対応できるように、優秀な人材を十分に確保し、安定した相談体制を維持、強化してまいります。

また、貸別荘事業においては、物件管理・清掃業務を適切に行うために、関連業法の遵守と適正人材の確保に引き続き努めてまいります。

36協定などの労働基準法を遵守し、従業員が安心して、安全に、働きやすい職場環境を構築し、更に改善に努めながら、健康経営を推進していくことが、当社の持続的な成長に必要不可欠であると認識しております。

#### (2) ガバナンス体制の強化

当社は、企業として社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であると認識しております。そのため、事業規模の拡大に合わせて経営基盤の強化を継続的に進めていくとともに、業務遂行に当たっての各種規程及びマニュアル等を整備、充実させるとともに、顧客情報や個人情報等の情報資産の管理を強化するためにも、サイバーリスクへの対応を更に進めてまいります。

#### (3) 人的リソースの確保

当社は、持続的な成長のために、優秀な人材の確保、特に相談員としての元警察官の確保と育成が重要な経営課題と認識しております。採用後の相談員の教育・育成をに当たっては、経験豊富な相談員のノウハウを見る化し、AIも活用しながら教育ツールを充実することで、適正な育成方法の構築と育成スピードの加速化を進めてまいります。

また、直近の離職率は20%程度ですが、今後とも低減に努め、会員数の増加と適正な相談員の確保及び教育スピードのバランスを整えてまいります。

#### (4) 深刻化する近隣トラブルへの対応

日本社会における長引く労働賃金の抑制を主たる要因とした労働環境の悪化や生活不安などのストレスの増加とともに、近年の在留外国人の増加など異文化を持った住民が隣接して生活すること等により、近隣トラブルの件数は増加傾向にあり、また内容も重篤化する傾向にあります。

これらは、当社における相談受電件数の増加とともに解決することが困難な相談事案の増加にもつながる可能性があり、当社事業の効率性を低減させる懸念があるため、社会福祉士の採用など専門性の高い人材を含めて、引き続き優秀な相談員の確保・育成などにより、質の高い解決支援サービスの提供に尽力して対処してまいります。

### (5) 営業力の強化

当社は、会員数3,000万世帯を目標に新規会員の獲得を推進しております。その一環として、当社の中核である不動産管理業界だけではなく、保険・クレジットカード・通信・エネルギーなどの業界にもサービス展開を拡大しております。また、サービス内容についてもカスタマーハラスマント対応や身辺警護、更には店舗防犯の指導を開始するなど多様化させ、受注単価のアップに取り組んでおります。

### (6) 相談品質の向上・維持

当社は、近隣トラブル解決支援事業を行っております。現時点において、当社は日本における唯一の近隣トラブル解決支援事業会社であると認識しており、当社が蓄積した経験、ノウハウに基づき優秀な相談員の確保と育成により高い品質のサービスを提供してまいります。しかしながら、日本社会におけるかかるサービスに対する需要の増加にともない、類似サービスを行う複数企業の設立とこれら企業のサービス水準が低い場合には、業界全体の成長が阻害される可能性があります。当社は当事業のリーディングカンパニーとして、業界全体の構築を見据えて、更なる成長を目指してまいります。

### (7) 財務体質の強化

当社は、経営の健全性を保つためにキャッシュ・フローを重視し、持続可能な経営に努めております。事業強化や拡大を図るうえで必要な資金については、手元資金に加え資金調達を行い、成長を支える財務基盤を構築してまいります。また、金利上昇等が財務体質に与える影響を十分に注視し、適切な対応を進めてまいります。

### (8) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

## 4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、次のようなものがあります。

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

### (1) コンプライアンスの遵守

当社は、騒音トラブル、迷惑行為、SNSトラブル等の「事件未満」のトラブルに対し、元警察官である相談員が中心となって近隣トラブル解決支援事業を中核の事業として行っております。かかる事業の遂行においては、コンプライアンスの遵守、中でも弁護士法第72条に規定するいわゆる非弁行為（弁護士または弁護士法人でない者が、報酬を得る目的で、訴訟事件や一般的の法律事件に関して法律事務を取り扱うことや、その仲介（周旋）等を行うこと）に抵触しないことが重要事項となります。この点につきまして、当社の事業は同法に抵触せず、適法である旨を外部の法律事務所から意見書を取得しております。

当社の従業員は元よりコンプライアンス意識が高いことは当然ですが、社内では各種規程、ガイドラインやマニュアルを文書化するとともに、非弁行為にならないように相談時のNGワード集を作成し、相談対応時には常に確認できるような体制としているほか、熟練した相談員が他の相談員の相談内容をリアルタイムで確認し、指導できる体制しております。ガイドライン等は、過去の相談事例を参考にして適時に見直しております。また、業務の取り進めにおいて遵守されているかを管理部が適時に点検を行い、更に内部監査による確認を定期的に行っております。また、近隣トラブル解決支援に直接関与する相談員に対しては、社内教育や研修制度を整備し、顧問弁護士など専門家からのア

ドバイス・指導を定期的に受ける体制を構築しております。このようにすることで、従業員の非弁行為への抵触を防ぐとともに、相談の質の向上を目指しております。

そのため、非弁行為に関する内容や解釈が変更される場合には、当該規制の内容や解釈等の変更により、当社の事業が成約を受ける可能性があるため、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。また、非弁行為に関する内容や解釈が変更されなかつたとしても、相談時における発言によっては非弁行為となる恐れがあり、上記同様当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。併せてコンプライアンスが遵守されない場合、当社の財務状況に重大な影響を及ぼすリスクがあります。

#### (2) ガバナンス体制の強化

当社は、企業として社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であると認識しております。そのため、業務遂行に当たっての各種規程及びマニュアル等を整備、充実させるとともに、顧客情報や個人情報等の情報資産の管理を強化するためにも、サイバーリスクへの対応を進めております。

のために、それらの適切な管理がなされず情報漏洩が発生したり、サイバーリスクにさらされた場合、当社の財務状況に重大な影響を及ぼすリスクがあります。

#### (3) 相談品質の向上・維持

当社は、近隣トラブル解決支援事業を行っております。現時点において、当社は日本における近隣トラブル解決支援事業のパイオニアとして、高品質のサービス提供を行っております。当社は今後とも創業以来蓄積した経験、ノウハウに基づき優秀な相談員の確保と育成により高い品質のサービスを提供してまいります。しかしながら、日本社会におけるかかるサービスに対する需要の増加にともない、類似サービスを行う複数企業の設立とこれら企業のサービス水準が低い場合には、業界全体の成長が阻害される可能性があります。

#### (4) 経済状況や景気変動

当社のサービスは国内で利用されており、予期せぬ経済状況の変化や景気変動は、当社の財務状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 特定取引先への依存度

当社の販売先について、上位2社である(株)エイブル及び積水ハウス不動産ホールディングス㈱で売上全体の25%超を占めております。当社ではこうした大口取引先との関係を密接に保ちつつ、新規顧客開拓に努めております。何らかの事情により大口取引先との取引継続が困難となった場合、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 資金調達

当社において、予期せぬ事象により財務内容が悪化等した場合、必要な資金が確保できなくなり、資金繰りが困難になる場合や、資金確保に通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) レピュテーションリスクについて

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、掲示板や比較サイトへの投稿が行われていることを確認しております。当社の事業や役職員、株主等に関する情報について、否定的な評判(風評)等が流布されることにより、当社に対する誤解、誤認が生じた場合、レピュテーションリスクが発生する恐れがあり、それによっては当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 自然災害等

当社は自然災害等による影響を最小限に留めるため必要とされる安全対策や事業の早期復旧のための対策を実施しておりますが、大規模な台風や地震等の自然災害、疫病の流行、大規模な停電、火災、事故等の不測の事態が発生した場合、本社機能や当社が提供するサービスに影響を与え、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。

当社では、株式会社SBI証券を担当 J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2025年7月1日に株式会社SBI証券との間で、担当J-Adviser契約(以下「当該契約」といいます)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### <J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という)が次のいずれかに該当する場合には、株式会社SBI証券(以下「乙」という)はJ-Adviser契約(以下「本契約」という)を即日無催告解除することができる。

##### ① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面  
イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生  
計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面  
ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生  
(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合、当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがつて成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない、法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
  - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
  - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変

等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。) が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動と/orすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を使用することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

- ⑯ 株式等売渡請求による取得  
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 株式併合  
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- ⑱ 反社会的勢力の関与  
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑲ その他  
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積もりについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に際して採用する重要な会計方針は、「第6 【経理の状況】【財務諸表等】【注記事項】(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

### (2) 財政状態の分析

当事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

#### (資産)

当事業年度末における資産合計は1,160,615千円となり、前事業年度末に比べ342,831千円増加いたしました。これは主に、前払費用が36,180千円、繰延税金資産が41,796千円、それぞれ減少した一方、現金及び預金が200,411千円、売掛金が54,597千円、有形固定資産が134,773千円、差入保証金が33,450千円、それぞれ増加したことによるものであります。

#### (負債)

当事業年度末における負債合計は657,275千円となり、前事業年度末に比べ47,873千円増加いたしました。これは主に、長期借入金（1年以内返済長期借入金含む）が

42,185千円減少した一方、賞与引当金が17,315千円、未払法人税等が49,069千円、未払消費税等が16,739千円、それぞれ増加したことによるものであります。

#### (純資産)

当事業年度末における純資産合計は503,340千円となり、前事業年度末に比べ294,958千円増加いたしました。これは主に、当期純利益の計上により利益剰余金が294,958千円増加したことによるものであります。

#### (3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

#### (4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

#### (5) 運転資本

上場予定日（2026年3月6日）から12か月間の当社の運転資本は、自己資金及び金融機関からの借入による資金調達が可能であることから十分であると判断しております。

### 第4【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は164,271千円であり、主に不動産事業における貸別荘用地の取得及び開発であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

第11期事業年度における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物	構築物	土地 (面積m <sup>2</sup> )	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (東京都港区)	—	本社機能	2,885	10,816	— (—)	16,986	24,121	54,807	54(4)
貸別荘 (千葉県富津市)	不動産事業	貸別荘	44,901	5,263	28,315 (330.56)	—	—	78,479	0(12)
貸別荘 (千葉県長生郡長生村)	不動産事業	貸別荘	13,848	—	8,724 (385.18)	—	—	22,573	0(1)
貸別荘 (千葉県南房総市ほか)	不動産事業	貸別荘	—	—	— (—)	—	60,348	60,348	1(9)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、工具器具備品、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の合計であります。
3. 従業員数の( )は、臨時従業員数を外書きしております。
3. 【設備の新設、除却等の計画】  
該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1. 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数	未発行株式数	事業年度末現在発行数 (2025年5月31日)	公表日現在発行数 (2025年12月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,900,000	2,151,300	748,700	748,700	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります、単元株式数は100株であります。
計	2,900,000	2,151,300	748,700	748,700	—	—

(注) 当社は、2025年11月27日開催の臨時株主総会において、同日付をもって定款の一部を変更し、発行可能株式総数を10,000株から29,000株へ変更しております。また、2025年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。この結果、発行可能株式総数は2,890,000株増加し、2,900,000株、事業年度末発行数及び公表日現在発行数は741,213株増加し、748,700株となっております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【M S C B 等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残 高(千円)	資本準備 金増減額 (千円)	資本準備 金残高 (千円)
2020年 11月1日 (注)	100	7,487	—	56,700	—	48,000

(注) 1. 株式会社レジデンシャルペイメントとの株式交換に伴う新規発行によるものであります。

発行価格 0円  
資本組入額 0円

2. 当社は2025年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。この結果、発行済株式総数が741,213株増加し、748,700株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2025年11月30日現在

区分	株式の状況							単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融 機関	金融 商品 取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その 他	
株主数 (人)	—	—	—	4	1	—	23	28
所有株 式数 (株)	—	—	—	3,843	150	—	3,494	7,487
所有株 式数の 割合 (%)	—	—	—	51.33	2.00	—	46.67	100.00

(注) 当社は2025年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。この結果、発行済株式総数が741,213株増加し、748,700株となっております。

(7) 【大株主の状況】

「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】  
 ① 【発行済株式】

2025年5月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 7,487	7,487	—
単元未満株式	普通株式 一	—	—
発行済株式総数	7,487	—	—
総株主の議決権	—	7,487	—

(注) 当社は、2025年11月27日開催の臨時株主総会において、同日付をもって定款の一部を変更し、単元株式数を1単元1株から100株へ変更しております。また、2025年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。この結果、発行済株式総数は741,213株増加し748,700株となっております。なお、議決権の数の変更はありません。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

### 3 【配当政策】

当社は現在、成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、事業規模の拡大や経営基盤の強化等に投資することが企業価値の最大化と、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、現時点においては配当を行っておりません。

株主への利益還元については、重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しながら継続的かつ安定的な配当を実施する方針ではありますが、現時点において配当を実施の可能性およびその実施時期等については未定であります。

内部留保資金につきましては、事業規模の拡大や優秀な人材の採用等に有効活用してまいります。

なお、配当を実施する際は、年1回の期末配当を基本方針としており配当の決定機関は株主総会となっております。

また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

### 4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 8名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 ー%)

役名	職名	氏名	生年 月日	略歴		任期	報酬	所有株 式数 (株)
代表取締役	－	田中 慶太	1981年 3月 7日 生	2003年 4月 2004年 8月 2011年11月 2012年12月 2014年 6月 2015年10月	北海道警察 巡査拝命 ㈱リプラス 入社 ㈱料理王国新社 入社 ㈱インテリジェンス 入社 ㈱FBマネジメント 入社 同社事業分割により当社創業 当社設立発起人 代表取締役就任 (現任)	(注) 3	(注) 5	2,398
取締役	－	垂水 隆幸	1978年 4月 14日 生	2002年 5月 2005年 2月 2007年11月 2016年 4月 2016年 9月 2019年 7月 2022年 3月 2025年 8月	アクセンチュア㈱ 入社 ㈱リプラス入社 ㈱経営共創基盤 入社 レバレジーズ㈱ 入社 同社 取締役就任 コーチング.com㈱ 代表取締役社長就任 (現任) ZaPASS Japan㈱ CHRO 当社 監査役就任 当社 取締役就任 (現任)	(注) 3	(注) 5	－
取締役	－	大川原 洋	1951年 9月 18日 生	1974年 4月 2012年 4月 2013年 5月 2013年 5月 2022年 3月 2023年 4月	北海道警察 巡査拝命 同庁 本部警務部参事 同庁 柔道名誉師範を歴任 ㈱アインホールディングス 顧問 (現任) 北日本消毒㈱ 顧問 (現任) 当社取締役就任 (現任) 札幌柔道連盟 副会長	(注) 3	(注) 5	－
取締役	－	島崎 憲明	1946年 8月 19日 生	1969年 4月 1998年 6月 2002年 4月 2003年 4月 2005年 4月 2009年 6月 2020年 1月	住友商事㈱ 入社 同社 取締役 主計経理グループ担当 同社 常務取締役就任 同社 代表取締役 常務執行役員就任 同社 代表取締役 副社長執行役員 人材情報グループ分掌 ファイナ シャルリソーシーズグループ分掌 同社 特別顧問就任 当社取締役就任 (現任) 日本公認会計士協会顧問 三優監査法人 経営監視委員会 独立第三者委員 小樽商科大学 特任教授	(注) 3	(注) 5	60

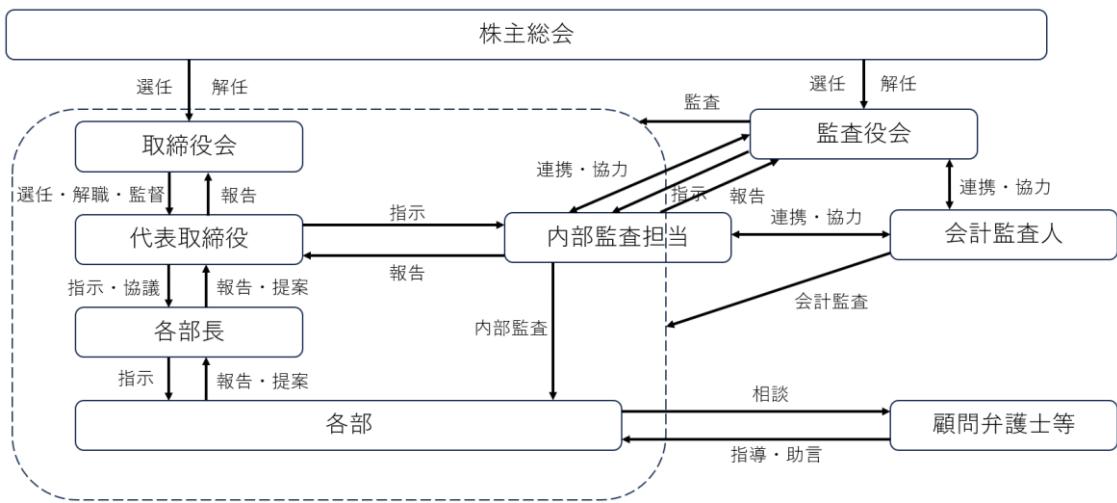
取締役	—	井上 康生	1978年5月15日生	2003年4月 2015年4月 2019年4月  2021年9月  2022年4月 2023年5月 2025年7月	綜合警備保障㈱（現ALSOK㈱）入社 東海大学 準教授 同大学 教授（現任） 特定非営利活動法人 JUDO's 理事長 全日本柔道連盟強化副委員長及び 同連盟ブランディング戦略推進 特別委員会委員長  当社 顧問就任 当社 取締役就任（現任） 日本オリンピック委員会常務理事 国際柔道連盟スポーツ理事 全日本柔道連盟常務理事	(注) 3	(注) 5	—
常勤監査役	—	大森 滋	1950年6月20日生	1973年4月  2006年4月 2011年7月 2016年5月 2024年11月	松下電器産業㈱（現パナソニック ホールディングス㈱）入社 同社 インダストリー営業本部長 同社 終身客員 Sean SONS(同) 代表社員 当社 常勤監査役就任（現任）	(注) 4	(注) 5	—
監査役	—	高畑 恒一	1956年2月24日生	1978年4月 2010年4月 2016年6月  2019年4月  2020年6月 2025年8月	住友商事㈱ 入社 同社 執行役員 主計部長 同社 取締役 専務執行役員 財務・経理リスクマネジメント担当役員 取締役 副社長執行役員 財務・経理リスクマネジメント担当役員 C F O 同社 顧問 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—	—
監査役	—	新井 武広	1957年1月1日生	1980年4月 2006年6月 2007年6月 2010年4月 2016年7月 2018年4月 2023年4月  2025年8月	東京証券取引所入社 同社 証券広報部長 企業会計基準委員会 常勤委員 同 副委員長 会計教育研修機構 理事・事務局長 同 代表理事専務 ㈱ストラテジー・アドバイザーズ 執行役員（現任） 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—	—
計								2,488

(注) 1. 取締役 島崎 憲明及び井上 康生は、社外取締役であります。

2. 監査役 高畑 恒一及び新井 武広は、社外監査役であります。

3. 2025年11月27日開催の臨時株主総会の時から2027年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2025年11月27日開催の臨時株主総会の時から2029年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2025年5月期における役員報酬の総額は56,400千円を支給しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】



### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、公正かつ健全で効率的な経営に取り組み、継続的な成長と企業価値の最大化を目指すにあたり、コーポレート・ガバナンスの確立が必要不可欠であると認識しております。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、当社を取り巻くすべてのステークホルダーと適切な関係を維持し、その利益を守っていくように努めて参ります

#### ② 会社の機関の内容

##### ・取締役会

取締役会は取締役 5名で構成されております。取締役会は、法令及び定款に定められた事項、経営の基本方針等の重要な経営上の意思決定を行うほか、取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行っております。取締役会は原則として毎月 1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し迅速に経営上の意思決定を行える体制としております。

##### ・監査役会

監査役として、3名（うち社外監査役 2名）を選任しており、監査役会規程に基づき、取締役の業務執行の状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

##### ・会計監査

当社は史彩監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年5月期において監査を執行した公認会計士は関隆浩氏、山口大希氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士11名、その他3名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には、特別の利害関係はありません。

#### ③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務の権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

#### ④ 内部監査及び監査役会の状況

当社の内部監査は、管理部内に内部監査担当を設置し、業務にあたっております。各部の監査結果並びに改善点については、内部監査担当者より代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、監査役会は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

#### ⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主幹部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考となるためのアドバイスを受ける体制をとっております。

#### ⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。

社外取締役である島崎憲明は、総合商社における国内外でのビジネスや企業経営の経験、並びに、企業財務・経理・リスクマネジメント・監査を中心とした幅広い知見を有しております、当社経営に対する多様な領域における監督・チェック機能、及び、提言の機能を発揮し、会社の健全で持続的な成長を確保できるものと期待できると判断しております。

社外取締役である井上康生は、国内外におけるスポーツ、特に柔道界における競技実績や柔道界の成長・発展に対する経験・功績などに基づき、当社経営に対する多方面からの監督・チェック機能、及び、提言の機能を発揮し、会社の健全で持続的な成長を確保できるものと期待できると判断しております。

社外監査役である高畠恒一は、総合商社における国内外でのビジネス、及び、企業経営の経験、並びに、企業財務・経理・リスクマネジメント・監査を中心とした幅広い知見を活かして、取締役会の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、良質な企業統治体制を確立することができると期待できると判断しております。

社外監査役である新井武広は、東京証券取引所における金融業界、特に証券業界に係る業務経験、及び、企業会計に係る卓越した見識を活かして、取締役会の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、良質な企業統治体制を確立することができると判断しております。

なお、社外取締役及び社外監査役と当社との間には人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係ありません。

⑦ 役員報酬の内容

2025年5月期における取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	賞与	ストック・オプション	
取締役(社外取締役を除く)	36,000	36,000	—	—	2
監査役(社外監査役を除く)	2,800	2,800	—	—	1
社外役員	17,600	17,600	—	—	3

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、また監査役は5名以内とする旨を定款で定めています。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めています。

⑩ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めています。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を充分に發揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役(取締役であったものを含む)及び監査役(監査役であったものを含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めています。

⑫ 社外取締役および社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	13,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

- ③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】  
該当事項はありません。
- ④ 【監査報酬の決定方針】  
監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査法人より提示される監査計画の内容を基に、当社の規模、業務の特性及び監査時間等を勘案し、監査役会の同意を得たうえで決定しております。

## 第6【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で定められた会計基準のうち、我が国において一般公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社は、2024年5月24日開催の臨時株主総会決議により、決算期を3月31日から5月31日に変更しました。従って、前事業年度は2024年4月1日から2024年5月31日までの2ヶ月となっております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2024年6月1日から2025年5月31日まで）の財務諸表について、史彩監査法人による監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

## 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	342,591	543,003
売掛金	103,905	158,503
貯蔵品	63	72
未収入金	437	300
前払費用	181,472	145,292
立替金	735	2,297
短期貸付金	20,000	—
その他	1,087	261
貸倒引当金	△874	△1,612
流動資産合計	649,418	848,117
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	(*)2 21,885	(*)2 61,635
構築物（純額）	17,216	16,079
車両運搬具（純額）	3,433	12,483
工具器具備品（純額）	2,881	4,180
土地	(*)2 11,437	(*)2 37,039
建設仮勘定	—	60,209
有形固定資産合計	(*)3 56,854	(*)3 191,627
無形固定資産		
ソフトウェア	6,191	16,986
ソフトウェア仮勘定	—	7,596
無形固定資産合計	6,191	24,582
投資その他の資産		
出資金	50	40
差入保証金	17,492	50,943
長期前払費用	1,292	597
預託金	30	49
繰延税金資産	86,454	44,657
投資その他の資産合計	105,319	96,287
固定資産合計	168,365	312,497
資産の部合計	817,783	1,160,615

	(単位 : 千円)	
	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	6,564	575
未払金	19,727	31,045
1年以内返済長期借入金	(*2) 32,645	(*2) 23,826
未払費用	17,317	33,620
賞与引当金	13,083	30,398
前受金	399,458	370,316
未払法人税等	12,680	61,749
未払消費税等	11,102	27,842
預り金	3,020	16,822
その他	314	123
<b>流動負債合計</b>	<b>515,913</b>	<b>596,320</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	(*2) 89,861	(*2) 56,495
長期未払金	3,626	2,607
退職給付引当金	—	1,851
<b>固定負債合計</b>	<b>93,487</b>	<b>60,954</b>
<b>負債の部合計</b>	<b>609,401</b>	<b>657,275</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>56,700</b>	<b>56,700</b>
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	<b>48,000</b>	<b>48,000</b>
<b>資本剰余金合計</b>	<b>48,000</b>	<b>48,000</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>	<b>103,682</b>	<b>398,640</b>
<b>利益剰余金合計</b>	<b>103,682</b>	<b>398,640</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>208,382</b>	<b>503,340</b>
<b>純資産の部合計</b>	<b>208,382</b>	<b>503,340</b>
<b>負債・純資産の部合計</b>	<b>817,783</b>	<b>1,160,615</b>

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2024年5月31日)	当事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
売上高	(*) 197,369	(*) 1,487,124
売上原価	42,656	278,459
売上総利益	154,713	1,208,664
販売費及び一般管理費	(*) 112,065	(*) 765,966
営業利益	42,648	442,698
営業外収益		
受取利息	66	732
受取配当金	0	1
貸倒引当金戻入額	830	—
受取家賃	544	2,744
受取助成金	—	2,280
雑収入	1,783	728
営業外収益合計	3,224	6,486
営業外費用		
支払利息	278	3,542
雑損失	674	960
営業外費用合計	952	4,503
経常利益	44,920	444,681
特別損失		
固定資産除却損	(*) 301	—
抱合せ株式消滅差損	(*) 23,564	—
本社移転費用	—	(*) 10,437
特別損失合計	23,866	10,437
税引前当期純利益	21,054	434,243
法人税、住民税及び事業税	11,900	97,489
法人税等調整額	△6,616	41,796
法人税等合計	5,284	139,285
当期純利益	15,769	294,958

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2024年5月31日)		当事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 経費 (注)	42,656	100.0	278,459	100.0
売上原価	42,656	100.0	278,459	100.0

(注) 1. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
業務委託費	34,009	187,375
支払手数料	5,325	69,691

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2024年5月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						株主資本合計	純資産合計		
	資本剩余额			利益剩余额						
	資本準備金	その他資本剩余额	資本剩余额合計	その他利益剩余额	利益剩余额合計					
当期首残高	56,700	48,000	△955	47,044	88,868	88,868	192,613	192,613		
当期変動額										
当期純利益					15,769	15,769	15,769	15,769		
剩余额の振替			955	955	△955	△955	—	—		
当期変動額合計	—	—	955	955	14,813	14,813	15,769	15,769		
当期末残高	56,700	48,000	—	48,000	103,682	103,682	208,382	208,382		

当事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						株主資本合計	純資産合計		
	資本剩余额			利益剩余额						
	資本準備金	資本剩余额合計	その他利益剩余额	利益剩余额合計						
当期首残高	56,700	48,000	48,000	103,682	103,682	208,382	208,382			
当期変動額										
当期純利益				294,958	294,958	294,958	294,958			
当期変動額合計	—	—	—	294,958	294,958	294,958	294,958			
当期末残高	56,700	48,000	48,000	398,640	398,640	503,340	503,340			

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2024年5月31日)	当事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	21,054	434,243
減価償却費	1,174	11,107
敷金償却	—	6,911
受取利息及び受取配当金	△67	△734
支払利息	278	3,542
貸倒引当金の増減額（△は減少）	44	737
賞与引当金の増減額（△は減少）	13,083	17,315
退職給付引当金の増減額（△は減少）	—	1,851
本社移転費用	—	10,437
抱合せ株式消滅差損	23,564	—
固定資産除却損	301	—
売上債権の増減額（△は増加）	17,954	△54,597
棚卸資産の増減額（△は増加）	△18	△9
前払費用の増減額（△は増加）	△893	35,102
仕入債務の増減額（△は減少）	△8,855	△5,988
未払金の増減額（△は減少）	△9,035	11,318
未払費用の増減額（△は減少）	338	16,302
前受金の増減額（△は減少）	10,672	△29,141
未払消費税等の増減額（△は減少）	△19,051	16,739
その他	△7,451	8,748
小計	43,091	483,886
本社移転による支出	—	△10,437
家賃の受取額	315	1,470
助成金の受取額	—	2,280
利息及び配当金の受取額	0	1,245
利息の支払額	△364	△2,514
法人税等の支払額	△53,211	△48,419
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△10,168</b>	<b>427,510</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	—	△143,409
無形固定資産の取得による支出	—	△20,862
短期貸付けによる支出	—	△18,200
短期貸付金の回収による収入	—	38,200
差入保証金の差入による支出	—	△57,765
差入保証金の回収による収入	1,626	17,103
出資金の回収による収入	—	20
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,626</b>	<b>△184,913</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	—	49,132
長期借入金の返済による支出	△5,399	△91,317
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△5,399</b>	<b>△42,185</b>
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△13,941	200,411
現金及び現金同等物の期首残高	303,321	342,591
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	(*) 53,211	—
現金及び現金同等物の期末残高	(*) 342,591	(*) 543,003

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
貯蔵品 個別法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
① 有形固定資産  
定率法 (ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法)  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 7～22年  
構築物 10～40年  
車両運搬具 6年  
工具器具備品 3～6年
- ② 無形固定資産  
定額法  
なお、償却年数は次のとおりであります。  
ソフトウェア (自社利用分) 5年 (社内における利用可能期間)
- (3) 引当金の計上基準  
① 貸倒引当金  
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上するほか、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期に帰属する額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金  
従業員の将来の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準  
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点 (収益を認識する通常の時点) は以下のとおりであります。  
当社の主要な事業である近隣トラブル解決支援事業においては、業務委託契約に基づいて顧客へ提供しております。すなわち、顧客からの委託を受け事件未満のトラブルに対し、当社の労働力を契約期間にわたって顧客に提供することを主な履行義務としております。契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。  
貸別荘事業については、宿泊約款に基づき、貸別荘の宿泊利用サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務はサービス提供が完了した時点で充足されるものであり、完了時点において収益を認識しております。宿泊代金については、宿泊客のチェックアウト時に支払を受けております。
- (5) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の

到来する短期的な投資からなっております。

#### (重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は次のとおりです。

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	86,454	44,657

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

##### ② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、主要な仮定は将来の売上高の予測となります。

##### ③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

期末時点で入手可能な情報及び仮定を基に事業計画に基づく課税所得を見積もっておりますが、事業計画の実現の確度は、将来における市場の動向その他の要因により影響を受け、これらの状況に変化があった場合には、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

### 2. 固定資産の減損

#### (1) 財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	56,854	191,627
無形固定資産	6,191	24,582
減損損失	—	—

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 算出方法

当社は独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、近隣トラブル解決支援事業については細分化せず一つの資産グループとし、不動産事業については不動産物件等を基本単位としております。また、全社共用資産については、共用資産を含むより大きな単位である全社でグルーピングしております。

##### ② 主要な仮定

固定資産に減損の兆候が認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価格を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。当事業年度においては各資産グループに減損の兆候はないと判断しております。

割引前将来キャッシュ・フローの算出にあたっては、取締役会で承認された事

業計画を基準として合理的な見積りを行っております。事業計画の策定における主要な仮定は売上高の成長見通しであります。売上高の成長見通しは過年度の実績と市場環境とを勘案して見積もっております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは資産グループごとの事業計画を基礎としており、市場環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の財務諸表において減損損失が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の单一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する单一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年5月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
当座貸越極度額の総額	一千円	170,000千円
借入実行残高	一千円	一千円
差引額	一千円	170,000千円

※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
土地	11,437千円	11,437千円
建物	16,367千円	15,456千円
計	27,805千円	26,894千円

(2) 上記に対応する債務

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
1年以内返済長期借入金	2,436千円	2,436千円
長期借入金	23,354千円	20,918千円
計	25,790千円	23,354千円

※3 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりです。

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
減価償却累計額	12,497千円	21,133千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な項目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2024年4月1日 至 2024年5月31日)	(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
給料手当	29,876千円	250,321千円
賞与引当金繰入額	13,083〃	30,398〃
支払手数料	19,424〃	98,068〃
退職給付費用	—〃	1,851〃
貸倒引当金繰入額	874〃	1,612〃
減価償却費	1,066〃	11,107〃
おおよその割合		
販売費	3.5%	5.9%
一般管理費	96.5〃	94.1〃

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2024年4月1日 至 2024年5月31日)	(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
ソフトウェア	301千円	一千円

※4 当社の子会社であった株式会社SGOを吸収合併したことに伴い、抱合せ株式消滅差損を特別損失に計上しております。

※5 本社移転費用については、2024年12月の本社移転に伴う費用であり、主に移転作業費用等であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2024年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,487	—	—	7,487
合計	7,487	—	—	7,487

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,487	—	—	7,487
合計	7,487	—	—	7,487

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2024年5月31日)	当事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
現金及び預金	342,591千円	543,003千円
現金及び現金同等物	342,591〃	543,003〃

※2 重要な非資金取引の内容

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2024年5月31日）

2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、子会社であった株式会社SG0を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったことに伴い、引き継いだ資産及び負債の主な内訳は次の通りであります。

	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2024年5月31日)
流動資産	64,482千円
固定資産	58,654〃
資産合計	123,136〃
流動負債	107,564〃
固定負債	34,275〃
負債合計	141,839〃

(注) 流動資産には、現金及び現金同等物53,211千円が含まれており、「合併に伴う現金及び現金同等物の増加額」として表示しております。

当事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）  
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、一時的な余剰金につきましては、普通預金により保有しており、デリバティブ取引を行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。貸付金は取引先に対する金銭の貸付であり、貸付先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は事務所等の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべてが1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としており、金利変動による市場リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、経理規程及び与信管理規程に従い、管理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、貸付金及び差入保証金については貸付先及び差入先の信用情報を契約時及び定期的に把握することを通じてリスクの軽減を行っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社の借入金は固定金利及び変動金利で調達しており、市場金利の変動について定期的に金利の動向を把握し管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は利益計画に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度末における特段の信用リスクの集中はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似すること、「売掛金」、「立替金」、「未収入金」、「短期貸付金」、

「買掛金」、「未払金(1年内返済予定の長期未払金を除く)」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「差入保証金」及び「預託金」については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

前事業年度（2024年5月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (*1)	122,506	119,283	△3,222
長期未払金 (*1)	4,645	4,782	137
負債計	127,151	124,065	△3,085

(\*1) 1年内返済予定の長期借入金及び長期未払金を含みます。

(\*2) 市場価格のない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2024年5月31日)
出資金	50

当事業年度（2025年5月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (*1)	80,321	79,981	△339
長期未払金 (*1)	3,626	3,758	132
負債計	83,947	83,740	△206

(\*1) 1年内返済予定の長期借入金及び長期未払金を含みます。

(\*2) 市場価格のない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2025年5月31日)
出資金	40

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	342,591	—	—	—
売掛金	103,905	—	—	—
未収入金	437	—	—	—
立替金	735	—	—	—
未収収益	461	—	—	—
合計	448,131	—	—	—

当事業年度（2025年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	543,003	—	—	—
売掛金	158,503	—	—	—
未収入金	300	—	—	—
立替金	2,297	—	—	—
合計	704,103	—	—	—

(注) 2. 長期借入金及び長期未払金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	32,645	29,084	24,624	14,554	7,154	14,445
長期未払金	1,018	1,018	1,303	482	821	—
合計	33,663	30,102	25,927	15,036	7,975	14,445

当事業年度（2025年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	23,826	23,376	12,448	6,226	3,271	11,174
長期未払金	1,018	1,303	482	821	—	—
合計	24,844	24,679	12,930	7,047	3,271	11,174

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年5月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
前事業年度（2024年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	119,283	—	119,283
長期未払金	—	4,782	—	4,782
負債計	—	124,065	—	124,065

当事業年度（2025年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	79,981	—	79,981
長期未払金	—	3,758	—	3,758
負債計	—	83,740	—	83,740

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金、長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2024年5月31日）

出資金（貸借対照表計上額 50千円）については、市場価格のない株式等であるため、記載しておりません。

当事業年度（2025年5月31日）

出資金（貸借対照表計上額 40千円）については、市場価格のない株式等であるため、記載しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 2024年4月1日 至 2024年5月31日)	(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
退職給付引当金の期首残高	—千円	—千円
退職給付費用	—〃	1,851 〃
退職給付の支払額	—〃	—〃
退職給付引当金の期末残高	—〃	1,851 〃

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
非積立型制度の退職給付債務	一千円	1,851千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	—〃	1,851〃
退職給付引当金	—〃	1,851〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	—〃	1,851〃

(3) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2024年5月31日)	当事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	一千円	1,851千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 2024年5月31日	当事業年度 2025年5月31日
1年内	一千円	49,132千円
1年超	—〃	77,793〃
合計	—〃	126,925〃

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
前受金	134,885千円	34,750千円
賞与引当金	4,525〃	10,514〃
退職給付引当金	—〃	656〃
未払事業税	7,647〃	6,649〃
差入保証金	—〃	2,448〃
減価償却超過額	—〃	2,094〃
未払社会保険料	714〃	1,519〃
その他	195〃	1,708〃
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>147,968〃</b>	<b>60,342〃</b>
<b>繰延税金負債</b>		
前払費用	61,514〃	15,684〃
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>61,514〃</b>	<b>15,684〃</b>
<b>繰延税金資産純額</b>	<b>86,454〃</b>	<b>44,657〃</b>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
	34.59%	34.59%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.43%	0.26%
住民税均等割	1.40%	0.46%
役員報酬	-%	0.54%
法人税額特別控除額	△6.27%	△3.80%
中小企業等軽減税率	△0.57%	△0.17%
抱き合わせ株式消滅差損	38.71%	-%
繰越欠損金	△44.22%	-%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	-%	0.03%
その他	0.03%	0.15%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.10%	32.08%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年6月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が131千円増加し、法人税等調整額が131千円減少しております。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2024年5月31日）

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

① 結合当事企業及び当該事業の内容

結合企業：当社

被結合企業：株式会社SG0（当社の子会社）

事業の内容：不動産事業

② 企業結合日

2024年4月1日

③ 企業結合の法的形式

株式会社SG0（当社の子会社）を消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社ヴァンガードスマス

⑤ その他取引の概要に関する事項

株式会社SG0が行う不動産事業を当社に集約することで、間接費用を削減し経営の効率化を図ることを目的としております。

## (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

該当事項はありません。

### (資産除去債務関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

本社オフィス等の不動産賃貸者契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する差入保証金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該不動産賃貸借契約にかかる差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

この見積りにあたり、使用見込期間は、不動産賃貸契約期間である3年を用いております。また、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額は6,911千円であり、当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は44,000千円であります。

### (収益認識関係)

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「【注記事項】（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

#### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【注記事項】（重要な会計方針）（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

##### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約資産及び契約負債の残高等は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	127,567	103,905
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	103,905	158,503
契約負債（期首残高）	2,065	399,458
契約負債（期末残高）	399,458	370,316

顧客との契約から生じた債権は貸借対照表上「売掛金」として区別しております。

契約資産については、該当事項はありません。

契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上「前受金」として区分しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は399,458千円であります。当事業年度において契約負債が29,141千円減少した理由は、収益の認識に伴い取り崩されたことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価額については、契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、近隣トラブル解決支援事業及び不動産事業を展開しております。

近隣トラブル解決支援事業は、警察では介入が難しい事件未満の近隣トラブル等に対し、元警察官で構成された専門の相談員により解決を支援するサブスクリプションサービスです。

不動産事業は、高級別荘地を中心に一棟貸しの貸別荘事業や法人・個人向けにリノベーション事業を行っております。

なお、前事業年度のセグメント情報を当事業年度の集計方法により作成した情報については、必要な財務データを前事業年度に遡って集計することが実務上困難であるため、開示を行っておりません。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

	報告セグメント		合計	調整額	財務諸表計上額
	近隣トラブル解決支援事業	不動産事業			
売上高 外部顧客への売上高 セグメント間の内部売上高又は振替高	1,412,425 —	74,699 —	1,487,124 —	— —	1,487,124 —
計	1,412,425	74,699	1,487,124	1,487,124	— 1,487,124
セグメント利益又は損失(△)	464,766	△22,068	442,698	442,698	— 442,698
セグメント資産	880,612	280,003	1,160,615	1,160,615	— 1,160,615
その他の項目 減価償却費 有形固定資産及び無形固定資産の增加額	5,945 35,565	5,161 128,706	11,107 164,271	11,107 164,271	— 11,107 164,271

【関連情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2024年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
(株)エイブル	43,009	近隣トラブル解決支援事業

当事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株エイブル	213, 337	近隣トラブル解決支援事業
積水ハウス不動産ホールディングス株	180, 870	近隣トラブル解決支援事業

### 【関連当事者情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2024年5月31日）

#### 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員が議決権の過半数を所有している会社	株式会社EXTOCK(注)2	千葉県船橋市	100	資産管理業	被所有直接(49.59)	融資	受取利息(注)3	66	短期貸付金	20,000
役員及び個人主要株主	田中慶太	—	—	当社代表取締役	被所有直接(32.43) 間接(49.59)	債務被保証	当社借入に対する債務被保証(注)1	42,149	—	—

(注) 1. 金融機関からの借入について、代表取締役 田中慶太から債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 当社の役員及び主要株主である田中慶太が議決権の100%を直接所有しております。

3. 短期貸付金にかかる金利は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

#### 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員が議決権の過半数を所有している会社	株式会社EXTOCK(注)1	千葉県船橋市	100	資産管理業	被所有直接(49.59)	融資	資金の貸付 資金の回収 受取利息(注)2	18,200 38,200 506	—	—
役員及び個人主要株主	田中慶太	—	—	当社代表取締役	被所有直接(32.43) 間接(49.59)	事業用資産の購入	事業用資産の購入(注)3	22,000	—	—
								50,000	—	—

- (注) 1. 当社の役員及び主要株主である田中慶太が議決権の100%を直接所有しております。
2. 短期貸付金にかかる金利は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。なお、当事業年度において貸付金はすべて回収しております。
3. 事業用資産の売買について、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2024年5月31日)	当事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
1株当たり純資産額	278.33円	672.29円
1株当たり当期純利益	21.06円	393.96円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
2. 当社は、2025年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。このため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2024年5月31日)	当事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
当期純利益(千円)	15,769	294,958
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	15,769	294,958
普通株式の期中平均株式数(株)	7,487	7,487

(重要な後発事象)

当社は、2025年11月27日開催の臨時株主総会において、同日付をもって定款の一部を変更し、株式の譲渡制限の廃止、発行可能株式総数及び単元株式数の変更を行っております。また、2025年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月1日付をもって株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数を1単元1株から100株へ変更いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025年11月28日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、2025年12月1日付で1株につき100株の割合をもって分割いたしました。なお、今回の株式分割を行うにあたり、2025年11月27日開催の臨時株主総会において、同日付けをもって定款の一部を変更し、株式の譲渡制限を廃止するとともに、発行可能株式総数を10,000株から29,000株へ変更しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	7,487株
株式分割により増加する株式数	741,213株
株式分割後の発行済株式総数	748,700株
株式分割後の発行可能株式総数	2,900,000株

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に注記しております。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期 償却額 (千円)	差引当期 末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	26,534	43,270	—	69,804	8,169	3,520	61,635
構築物	19,342	—	—	19,342	3,263	1,137	16,079
車両運搬具	7,373	11,437	—	18,811	6,327	2,386	12,483
工具器具備品	4,662	2,890	—	7,553	3,372	1,590	4,180
土地	11,437	25,602	—	37,039	—	—	37,039
建設仮勘定	—	137,374	77,165	60,209	—	—	60,209
有形固定資産計	69,351	220,574	77,165	212,760	21,133	8,635	191,627
無形固定資産							
ソフトウェア	15,684	13,266	—	28,950	11,964	2,471	16,986
ソフトウェア 仮勘定	—	7,596	—	7,596	—	—	7,596
無形固定資産計	15,684	20,862	—	36,546	11,964	2,471	24,582
長期前払費用	2,904	356	—	3,260	2,663	1,050	597

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	貸別荘 (千葉県富津市)	30,186千円
	貸別荘 (千葉県長生郡)	12,143千円
車両運搬具	社用車	11,122千円
土地	貸別荘用地 (千葉県富津市)	16,877千円
	貸別荘用地 (千葉県長生郡)	8,724千円
建設仮勘定	貸別荘 (千葉県富津市)	50,082千円
	貸別荘 (千葉県長生郡)	22,082千円
	貸別荘 (千葉県南房総市)	65,209千円
ソフトウェア	顧客管理システム	13,266千円
2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。		
建設仮勘定	貸別荘 (千葉県富津市)	50,082千円
	貸別荘 (千葉県長生郡)	22,082千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	32,645	23,826	1.8	—
1年以内に返済予定の長期未払金	1,018	1,018	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	89,861	56,495	1.8	2026年6月～ 2035年2月
長期未払金	3,626	2,607	—	2026年6月～ 2029年2月
合計	127,150	83,946	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、長期未払金の平均利率については、長期未払金総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で長期未払金を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2. 長期借入金及び長期未払金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	23,376	12,448	6,226	3,271
長期未払金	1,303	482	821	—

#### 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	874	1,612	—	874	1,612
賞与引当金	13,083	30,398	13,083	—	30,398

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

#### 【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

#### (2) 【主な資産及び負債の内容】

##### ① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	325
預金	
普通預金	542,678
計	542,678
合計	543,003

##### ② 売掛金

###### 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
積水ハウス不動産パートナーズ(株)	38,590
(株)エイブル	11,825
(株)リコクリエイト	4,636
(株)リクルート	3,849
桂不動産(株)	3,436
その他	96,167
合計	158,503

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間 (日) $\frac{(A)+(D)}{(B)} \times 365$
103,905	1,576,625	1,522,027	158,503	90.6	30.3

③ 貯蔵品

区分	金額 (千円)
貯蔵品 切手等	72
合計	72

④ 前払費用

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株)エイブル	103,223
(株)シード・コーポレーション	25,722
森トラスト(株)	4,964
(株)三好不動産	2,171
ゾーホージャパン(株)	1,586
その他	7,623
合計	145,292

⑤ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株)ライフイン 24	402
松原 一臣	110
長島 章	55
Go-on(株)	8
合計	575

⑥ 前受金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株)エイブル	242,639
(株)シード・コーポレーション	49,346
(株)エリツツ	12,904
(株)シジン	11,651
スマートビーリングサービス(株)	10,399
その他	43,376
合計	370,316

⑦ 未払法人税等

区分	金額（千円）
未払法人税	37,851
未払住民税	4,674
未払事業税	19,224
合計	61,749

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3か月以内
基準日	毎年5月31日
株券の種類	一
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日 毎年5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	一
単元未満株式の買取り（注）2	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://www.v-smith.co.jp/">https://www.v-smith.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定であります。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】  
該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年9月17日	廣澤 健	北海道札幌市中央区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	㈱EXTOCK	東京都中央区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	100	182,102	株式譲渡
2024年10月23日	株式会社ヴァンガードスマイル従業員持株会	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	田中 慶太	千葉県安房郡	特別利害関係者等(大株主上位10名)	30	—	持株会メンバーの退会に伴う余剰株式の返還
2024年10月23日	田中 慶太	千葉県安房郡	特別利害関係者等(大株主上位10名)	大森 滋	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社監査役)	30		株式譲渡
2025年1月28日	株式会社ヴァンガードスマイル従業員持株会	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	田中 慶太	千葉県安房郡	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	47		持株会メンバーの退会に伴う余剰株式の返還
2025年5月16日	株式会社EXTOCK	東京都中央区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	増田 憲二		従業員	15	182,102	株式譲渡
2025年6月19日	島崎 憲明	東京都中央区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	島崎 智大	千葉県松戸市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	70		株式譲渡
2025年6月19日	島崎 憲明	東京都中央区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	島崎 貴次	東京都中央区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	70		株式譲渡
2025年10月20日	田中 慶太	千葉県安房郡	特別利害関係者等(大株主上位10名)	大島 涼子			9	1,001,869	株式譲渡
2025年10月20日	田中 慶太	千葉県安房郡	特別利害関係者等(大株主上位10名)	筒井 憲司			1	1,001,869	株式譲渡
2025年10月20日	株式会社EXTOCK	東京都中央区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	田村 恭志		取引先	10	1,001,869	株式譲渡
2025年10月20日	株式会社EXTOCK	東京都中央区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	㈱HIROTAホールディングス		取引先	20	1,001,869	株式譲渡

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規

程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が事業年度の初日から定時株主総会の日までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。）の末日から起算して2年前の日から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存することとされています。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1)当社の特別利害関係者…… 役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員
- (2)当社の大株主上位10名
- (3)当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4)金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的関係会社

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

### 2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社EXTOCK (注) 1. 3	千葉県船橋市西船三丁目2番25号	370,300	49.46
田中 慶太 (注) 2. 3	千葉県船橋市	239,800	32.03
株式会社ヴァンガードスミス 従業員持株会 (注) 3. 6	東京都港区西新橋一丁目1番1号	16,100	2.15
INFINITY Com Limited (注) 3	Unit 808, 8/F, K11 Atelier Victoria Dockside, 18 Salisbury Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong	15,000	2.00
古橋 昌也 (注) 3	東京都港区	15,000	2.00
株式会社エフ (注) 3	東京都品川区西五反田五丁目2番22号	10,000	1.34
鈴木 康之 (注) 3	東京都千代田区	7,000	0.93
島崎 智大 (注) 3. 4	千葉県松戸市	7,000	0.93
島崎 貴次 (注) 3. 4	東京都中央区	6,000	0.80
島崎 憲明 (注) 3. 5	東京都中央区		
計	—	696,200	92.98

- (注) 1. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)  
2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)  
3. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)  
4. 特別利害関係者等 (当社の取締役の二親等以内の血族)  
5. 特別利害関係者等 (当社の取締役)  
6. 現在、名称変更等を含め、検討しているところであります。  
7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 独立監査人の監査報告書

2026年1月30日

株式会社ヴァンガードスマス  
取締役会御中

史彩監査法人

東京都港区

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

閑 隆 浩

公認会計士

山 口 大 勝

### 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヴァンガードスマスの2024年6月1日から2025年5月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴァンガードスマスの2025年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の事項

会社の2024年5月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人

はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書に

において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上